

木造住宅の耐震建替え工事費の助成を希望される方 ～耐震建替え工事業～

○助成対象となる建築物 …次の要件を全て満たす建築物です。

【地域・道路の要件】

①整備地域内にあるもの、または、新たな防火規制区域内にあるもの

【建築物の要件】

②耐震補強設計者による耐震診断（一般診断法）を実施し、その結果、構造耐震指標（Iw）が1.0未満のもの

③区との事前相談を行ったもので建替後の建物が住宅であること

④北区内にある昭和56年5月31日以前に建築に着手した木造2階建て以下で地階を有しない住宅

⑤この事業の助成金又は同種の助成金等を既に受けていないもの

⑥他のまちづくりに関する事業に支障のないもの

⑦建替え後の建築物が**耐火建築物又は準耐火建築物等**であり、かつ、建築基準法関係規定に適合するもの ※省令準耐火構造は助成対象外です。

⑧東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱による後退整備事業に協力するもの

⑨建替え後の住宅が土砂災害特別警戒区域外であるもの

⑩建替え後の住宅が「**省エネ基準**」に適合するもの

（建設住宅性能評価書やフラット35S適合証明書等、竣工後の建物が「断熱性能等級4」及び「一次エネルギー消費量性能等級4」に適合することを第三者機関により評価されたもの）

※ 上記の要件にかかわらず、既存の住宅がプレハブ工法の建築物及び一部の特殊な構造方法を用いた住宅は助成対象外です。

【高齢者世帯等が行う場合の限度額加算】

高齢者世帯等が行う場合とは、上記の要件に加え、工事の前後ともに専用住宅であり、その対象となる住宅に1年以上居住している次のいずれかの世帯である場合、加算の対象となります。

- ・助成対象者を含め、年齢が満65歳以上の方のみで構成された世帯
- ・助成対象者の世帯に身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方が居る世帯

○助成対象となる方

①上記の対象建築物の所有者（個人に限る。）

②住民税を滞納していない方

○受付期間

事前相談の受付期間についてはお問い合わせください。

承認申請の受付期間：4月1日から9月30日（土日・祝日を除く。）

交付申請の期限：対象承認を受けた日の属する年度の1月31日（土日・祝日を除く。）

○助成金額

建替えに要する額（消費税分を除く。）の3分の2の額

（限度額100万円 整備地域内は120万円 高齢者世帯等の場合は150万円）

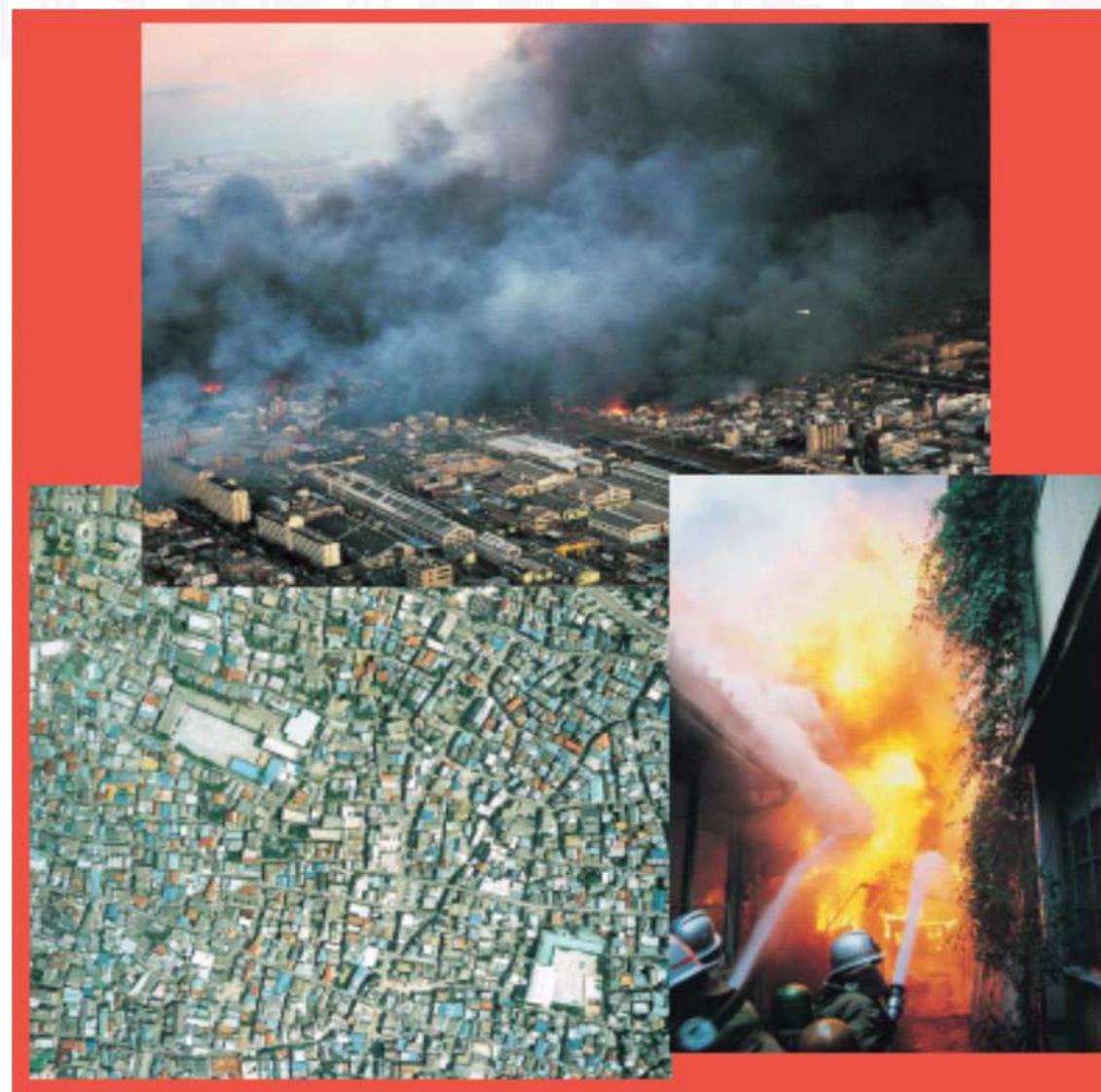
【上記の助成についてのお問い合わせ先】

●まちづくり部建築課 構造・耐震化促進係（第一庁舎7階）

TEL：03-3908-1240

～「新たな防火規制」を実施しています～

北区内の木造住宅密集地域において、災害時のまちの安全性を高めるために、「新たな防火規制」を実施しています。



新たな防火規制区域とは

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づき、東京都知事が、震災時の火災による危険性が高い区域において、建築物の耐火性能を強化するものです。

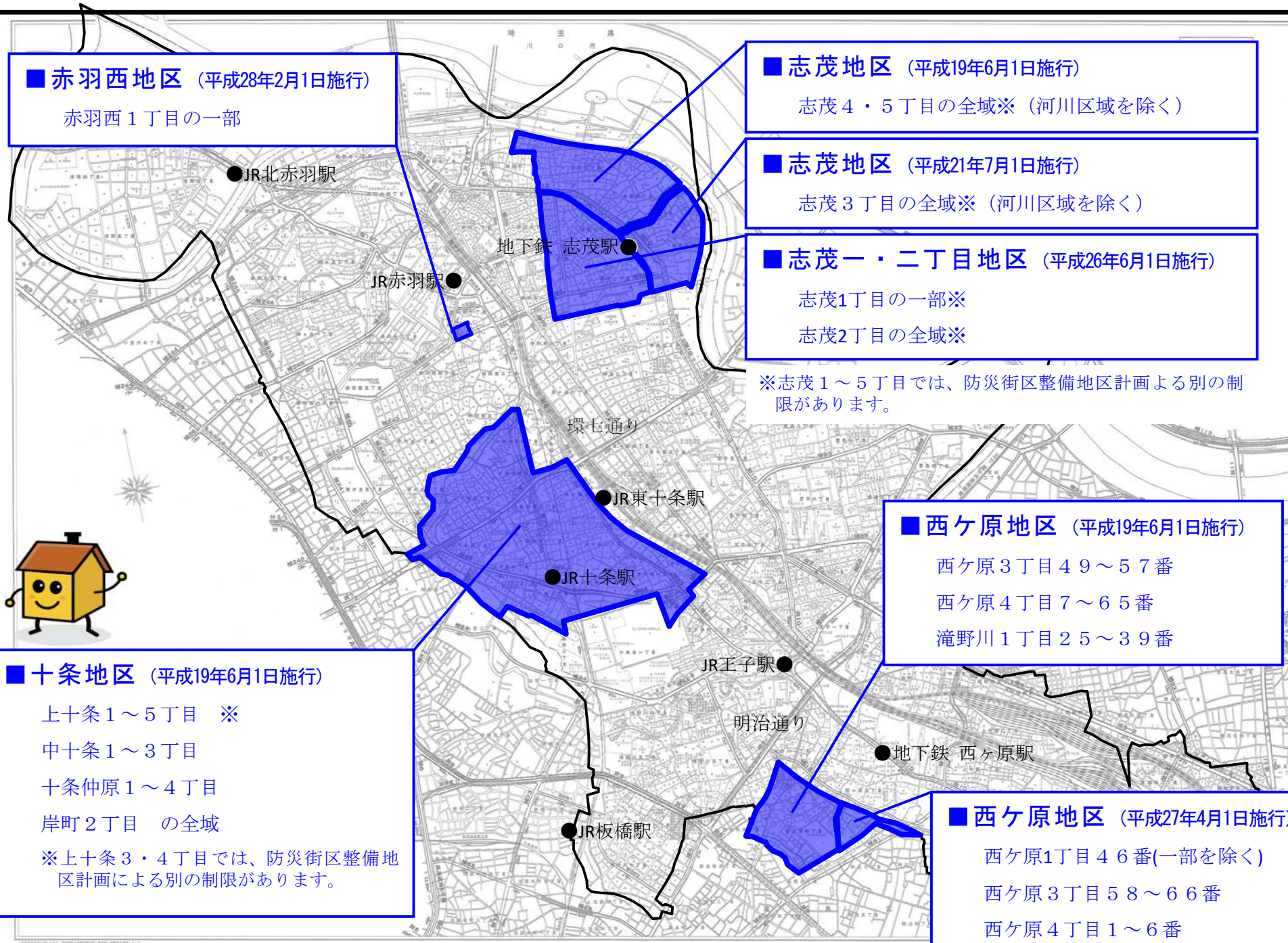
※東京都建築安全条例が、令和元年12月25日に改正されました。

詳しくは、東京都建築安全条例第7条の3をご確認ください。



～「新たな防火規制」の指定区域～

～お問い合わせ先～



【指定区域のことについて】

防災まちづくり担当課 (第一庁舎7階)
TEL: 03-3908-9162

【建築の制限の内容について】

●建築課建築指導係 (第一庁舎7階)
TEL: 03-3908-9166

新たな防火規制の建築制限イメージ図

【注意】

「新たな防火規制」は、指定区域内の準防火地域について適用されます。

【準防火地域】

	▼500m超 (又は地上3階以上)	1500m超 (又は地上4階以上)
木造・ 防火構造建築物	準耐火建築物 又は※1	耐火建築物 又は※2

【新たな防火規制区域】

	▼500m超 (又は地上4階以上)
準耐火建築物 又は※1	耐火建築物 又は※2

【防火地域】

	▼100m超 (又は3階以上)
準耐火建築物 又は※1	耐火建築物 又は※2

準耐火建築物とは・・・通常の火災による延焼を抑制するために、主要構造部（柱・壁・はり・床・屋根・階段）に必要とされる性能を有した建築物をいいます。また、延焼のおそれのある外壁の開口部に、網入りガラスや防火シャッター等の防火設備を有しなければなりません。

※1とは・・・準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保されたものをいいます。（建築基準法第53条第3項第1号ロに規定する「準耐火建築物等」をいいます。）

耐火建築物とは・・・通常の火災が終了するまでの間、その火災による建築物の倒壊及び延焼を抑制するために、主要構造部に必要とされる性能を有した建築物をいいます。また、延焼のおそれのある外壁の開口部に、網入りガラスや防火シャッター等の防火設備を有しなければなりません。

※2とは・・・耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保されたものをいいます。（建築基準法第53条第3項第1号イに規定する「耐火建築物等」をいいます。）

防火構造建築物とは・・・建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために、外壁又は軒裏に必要とされる性能を有した建築物をいいます。

※東京都建築安全条例が、令和元年12月25日に改正されました。詳しくは、東京都建築安全条例第7条の3をご確認ください。